

東村山市立社会福祉センターの指定管理者の指定

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成27年12月1日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市立社会福祉センターの指定管理者の指定

東村山市立社会福祉センターの指定管理者を下記のとおり指定することに議決を得たい。

記

1 施設の名称及び所在地

(名 称) 東村山市立社会福祉センター
(所 在 地) 東村山市諏訪町1丁目3番地10

2 指定管理者の候補者の名称等

(名 称) 社会福祉法人 東村山市社会福祉協議会
(所 在 地) 東村山市野口町1丁目25番地15
(代 表 者) 大原 喜美子

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

説明 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提出するものであります。